

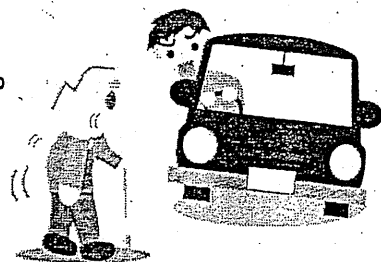
埼玉県では 高齢者の交通死亡事故 が多発しています！

埼玉県内では、昨年の約1.6倍のペースで交通死亡事故が多発しており、その内の約6割を高齢者で占めています。

みんなで防ごう交通事故！

～人も車も交通ルールをしっかりと守りましょう。～

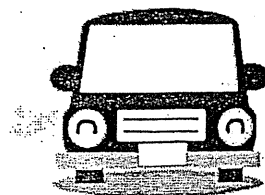
- 「横断歩道は歩行者優先」です。
信号機のない横断歩道において、横断歩行者がいる場合は、必ず一時停止をしましょう。



- 自らの安全を守るためにも、道路を横断する際は「ハンドサイン」などをして、運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。



- 高齢者の近くを通過する際は、徐行や安全な間隔をとるなど、「高齢者をいたわる運転」を心掛けましょう。



道路横断時の安全行動

歩行者もハンドサインでお知らせ

① 手を上げるなどしてドライバーに対して横断する意思を明確に伝えましょう。



手を上げる



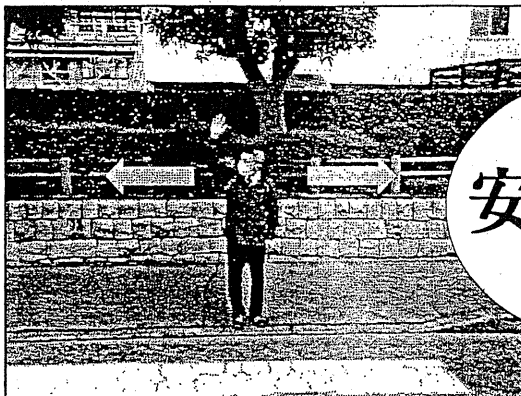
手を差し出す



ドライバーに顔を向け意思表示

② 安全を確認してから横断を始めましょう。

③ 横断中も周りに気を付けましょう。



安全確認



“運転の卒業”をサポートします！～シルバー・サポーター制度～

埼玉県警察では、運転を卒業した高齢者(原則として65歳以上)の方への生活支援として「シルバー・サポーター制度」を実施しています。同制度は、運転免許を自主返納等して申請により交付を受けた運転経歴証明書を提示することで、様々な特典を受けられるものです。

各協賛事業所の特典内容は、埼玉県警察ホームページ、又は「運転経歴証明書」の交付時にお渡ししている協賛事業所一覧でご確認下さい。

シルバー・サポーター制度に関するお問い合わせ

▶ 埼玉県警察本部交通部交通総務課

電話 048-832-0110(代) 内線5056・5058 受付時間 平日の8:30~17:15

